

監督署だより

~続けよう!死亡災害ゼロ~

令和4年第4号 発行:古川労働基準監督署

図必ずチェック 最低賃金

最低賃金とは?

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

宮城県の最低賃金は、本年10月1日より、時間額883円と30円引き上げられます。最低賃金制度は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働きかたの違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。雇う上でも、働く上でも、最低限のルールですので使用者も労働者も必ず確認をお願いします。





第73回 全国労働衛生週間

本期間:2022(令和4)年10月1日(土)~7日(金) 準備期間:2022(令和4)9月1日(木)~30日(金)

スローガン:あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします!

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、昭和25年より毎年実施しています。

事業場の皆様におかれましては、事業場における労働衛生意識を一層高めていただくとともに、自主的な労働衛生管理活動の促進をお願いします。

本期間に実施する事項

- ①事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ②労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ③労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ④有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ⑤労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- ⑥その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ~取組の5つのポイント~を確認しましょう!

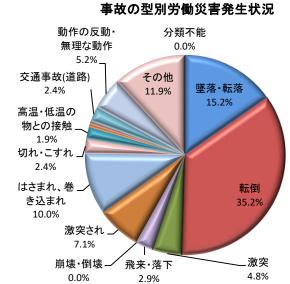
~取組の5つのポイント~

- ロテレワーク・時差出勤等の推進
- 口体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気づくり
- 口職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫
- 口休憩所などの"場の切り替わり"や飲食の場など「感染リスクが高まる『5つ』の場面」での対策
- 口手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止の基本的な対策
- ※ご不明な点は宮城労働局健康安全課の

「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」へ(TEL022-299-8839)

令和4年の労働災害発生状況 ~災害件数は増加傾向~

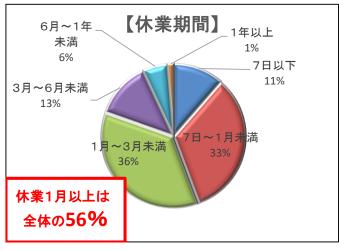
発生年業種		令和3年 同期	令和4年8月末(速報値)		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		184(0)	190(1)	+6	3,3%
製造業		39	41	+2	5.1%
鉱業		0	2	+2	_
	建設業	17	34(1)	+17	100.0%
	土木工事業	4	13	+9	225.0%
	建築工事業	6	16	+10	166.7%
	その他建設業	7	5	+2	28.6%
陸上貨物運送事業		31	28	-3	-9.7%
林業		4	3	-1	-25.0%
商業		25	26	+1	4.0%
接客娯楽業		14	7	-7	-50.0%

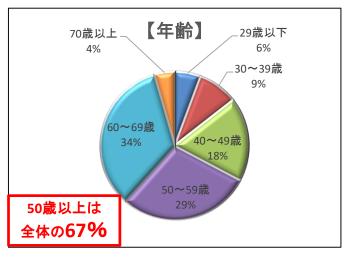


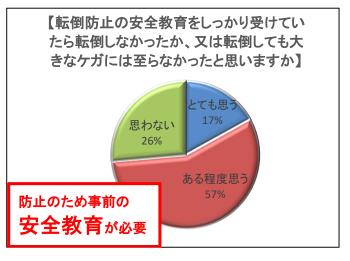
【速報】転倒災害アンケート 集計結果

平成31年1月1日から令和3年11月30日までに発生した休業4日以上の転倒災害に対しアンケート調査を行った結果、159人から回答をいただきました。今後、回答結果をもとにリーフレットを作成しますのでご活用ください。









守ってますか?最低賃金!宮城県の最低賃金は、令和4年10月1日から時間額883円です。